

## 【補足(追加)資料】

### No, 1 (公下)社会資本整備総合交付金事業 (P1～)

- 令和元年度 工事箇所図・工事一覧表

### No, 2 浄化槽設置整備事業 (P3)

- 浄化槽設置整備事業交付金・補助金事業費確認表
- 【別冊】パンフレット  
浄化槽設置整備事業 補助金制度

### No, 3 都市再生整備計画事業 (P4)

- 郡中中心拠点地区 都市再生整備計画

### No, 4 図書館・文化ホール等建設事業

- 【別冊】パンフレット  
伊予市文化交流センター IYO夢みらい館

### No, 5 漁港施設機能強化事業 (P5～)

- 豊田漁港 拡大計画平面図・全景・臨港道路写真

### No, 6 農村環境保全向上活動支援事業 (P8～)

- 伊予市農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱
- 多面的機能支払交付金 平成31年度改正のポイント(農林水産省)

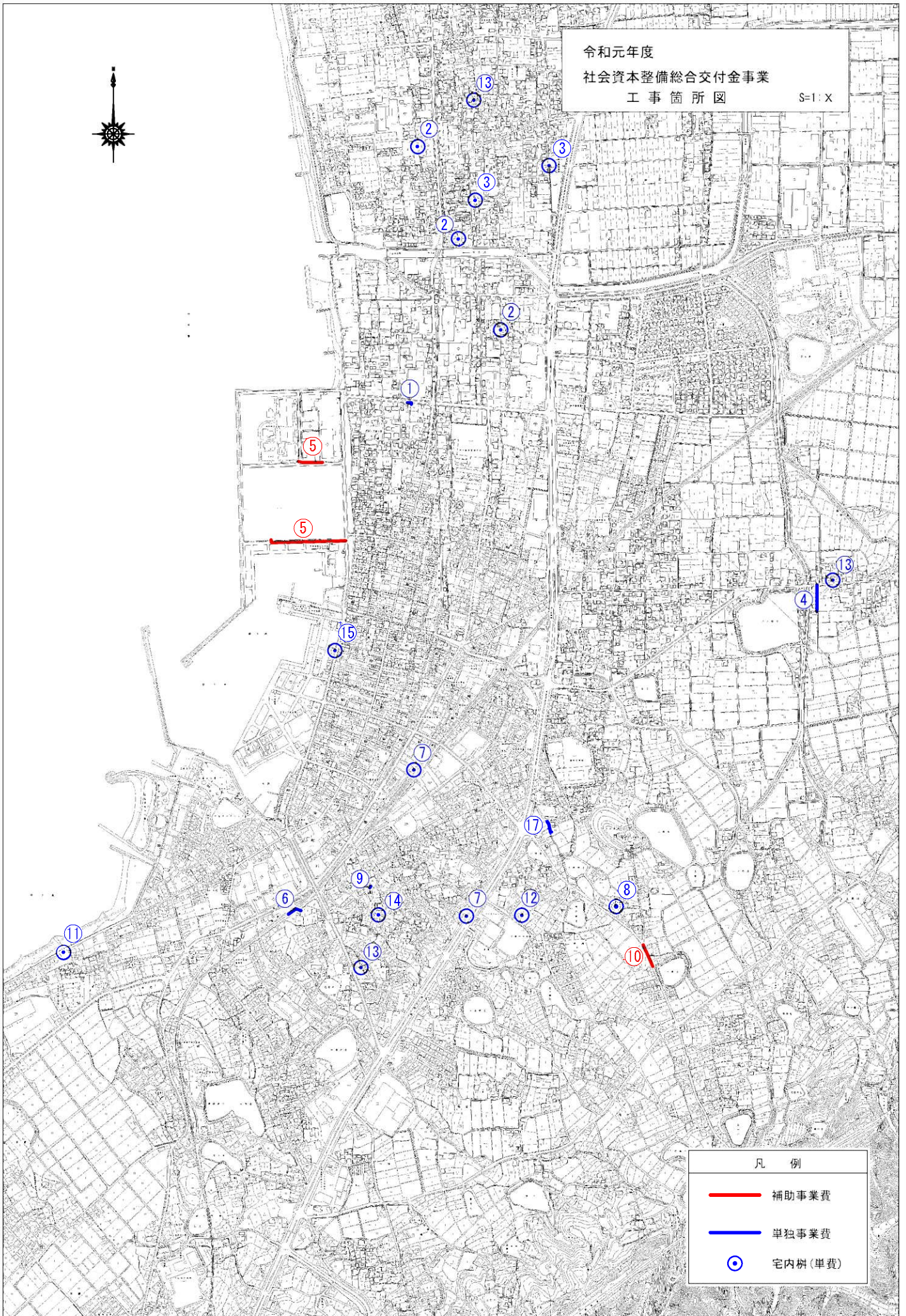
### No, 7 松くい虫枯損木伐倒駆除事業 (P20～)

- 松くい虫被害発生状況調査実施箇所・調査状況写真
- 松くい虫枯損木伐倒駆除業務実施箇所・施工状況写真



令和元年度  
社会資本整備総合交付金事業  
工事箇所図

S=1:X





令和元年度工事一覧表

事業種別	工事番号	工 事 名	工事箇所	事業量	請負工事費	国 費	水道補償費	請負業者名
市単	(都下)第1号	下吾川地区開発(その1)管渠布設工事	下吾川	L= 14.8 m	993,600			株友澤設備
市単	(都下)第2号	下吾川地区(その1)宅内柵設置工事	下吾川	N= 3 箇所	788,400			株友澤設備
市単	(都下)第3号	下吾川地区(その2)宅内柵設置工事	下吾川	N= 2 箇所	712,800			(有)港南設備
市単	(都下)第4号	上吾川地区私道管渠布設工事	上吾川	L= 78.5 m	4,428,000		2,138,400	(有)隅田組
社総金	(都下)第5号	南1号污水支線管渠布設工事	湊町	L= 328.0 m	22,210,000	11,105,000		株伊予ブルドーザー建設
市単	(都下)第6号	米湊地区開発(その1)管渠布設工事	米湊	L= 49.7 m	2,890,000			株弘陽工務
市単	(都下)第7号	米湊地区(その1)宅内柵設置工事	米湊	N= 2 箇所	329,400			株友澤設備
市単	(都下)第8号	米湊地区(その2)宅内柵設置工事	米湊	N= 1 箇所	481,680			(有)港南設備
市単	(都下)第9号	米湊地区開発(その2)管渠布設工事	米湊	L= 3.9 m	302,400			株弘陽工務
社総金	(都下)第10号	南3号污水支線管渠布設工事	上吾川	L= 89.5 m	6,990,000	3,495,000		株伊予ブルドーザー建設
市単	(都下)第11号	尾崎地区(その1)宅内柵設置工事	尾崎	N= 1 箇所	313,200			株友澤設備
市単	(都下)第12号	米湊地区(その3)宅内柵設置工事	米湊	N= 1 箇所	146,880			株友澤設備
市単	(都下)第13号	米湊地区(その4)外2地区宅内柵設置工事	米湊	N= 3 箇所	756,000			株友澤設備
市単	(都下)第14号	米湊地区(その5)宅内柵設置工事	米湊	N= 1 箇所	413,640			(有)港南設備
市単	(都下)第15号	灘町地区(その1)宅内柵設置工事	灘町	N= 1 箇所	297,000			株友澤設備
市単	(都下)第16号	上吾川地区下水道工事に伴う雨水管移設工事	上吾川	N= 1 箇所	75,600			(有)隅田組
市単	(都下)第17号	米湊地区開発(その3)管渠布設工事	米湊	L= 38.3 m	1,914,000			株弘陽工務
市単	(都下)第18号	南3号污水管渠整備に伴う埋設物試掘工事	米湊	N= 1 箇所	99,000			株伊予ブルドーザー建設
市単	(都下)第19号	南3号污水管渠試掘に伴う舗装復旧工事	米湊	N= 1 箇所	60,500			株伊予ブルドーザー建設
		合 計		L= 602.7 m	44,202,100	14,600,000	2,138,400	

# 浄化槽設置整備事業交付金・補助金事業費確認表

申請順位	区分1	区分2	設置場所	申請受付	5		7		延床面積	名称	型式
					新築	転換	新築	転換			
1	新築	—	市場	4月15日	●				97.38㎡	ニッコー	浄化王NEXT-5
2	新築	—	上吾川	4月15日	●				143.68㎡	ダイキ	XE-5
3	新築	—	本郡	4月16日	●				115.38㎡	フジクリーン	CA-5
4	転換	汲取	双海町串	4月25日		●			142.81㎡	クボタ	KJ-5
5	新築	—	宮下	4月26日	●				117.48㎡	アムス	CXN2-5
6	新築	—	宮下	4月26日	●				85.70㎡	アムス	CXN2-5
7	新築	—	宮下	5月8日	●				104.33㎡	フジクリーン	CA-5
8	新築	—	宮下	5月8日	●				96.62㎡	フジクリーン	CA-5
9	新築	—	上三谷	5月8日	●				117.58㎡	クボタ	KZ II-5
10	新築	—	宮下	5月13日	●				115.51㎡	ハウステック	KTG-5
11	新築	—	市場	5月28日	●				96.88㎡	クボタ	KZ II-5
12	新築	—	下三谷	5月29日	●				103.50㎡	ハウステック	KTG-5
13	新築	—	上吾川	6月5日	●				103.50㎡	ハウステック	KTG-5
14	転換	汲取	本郡	6月14日			●		267.35㎡	クボタ	KZ II-7
15	転換	汲取	中山町中山	6月18日		●			125.44㎡	ダイキ	XE-5
16	新築	—	上吾川	6月19日	●				164.27㎡	フジクリーン	CA-5
17	転換	汲取	上三谷	6月25日		●			224.09㎡	アムス	CXN2-5
18	転換	汲取	中村	7月18日		●			134.34㎡	アムス	CXN2-5
19	転換	単独	上野	7月18日		●			152.52㎡	フジクリーン	CA-5
20	新築	—	八倉	7月19日	●				115.62㎡	ニッコー	浄化王-5
21	新築	—	宮下	7月29日	●				99.36㎡	ダイキ	XE-5
22	新築	—	上野	8月1日	●				84.46㎡	ダイキ	XE-5
23	新築	—	宮下	8月1日	●				104.90㎡	ニッコー	浄化王NEXT-5
24	新築	—	宮下	8月1日	●				99.37㎡	ニッコー	浄化王NEXT-5
25	新築	—	上野	8月6日	●				134.21㎡	ニッコー	浄化王NEXT-5
26	新築	—	本郡	8月8日	●				91.09㎡	ダイキ	XE-5
27	新築	—	宮下	8月20日	●				121.53㎡	クボタ	KZ II-5
28	新築	—	宮下	8月26日	●				107.23㎡	ハウステック	KTG-5
29	新築	—	上三谷	8月27日	●				98.53㎡	アムス	CXN2-5
30	新築	—	上野	8月29日	●				105.99㎡	フジクリーン	CA-5
31	新築	—	双海町串	9月3日	●				58.35㎡	フジクリーン	CA-5
32	新築	—	森	9月4日	●				119.23㎡	ダイキ	XE-5
33	新築	—	上野	9月18日	●				110.13㎡	クボタ	KZ II-5
34	新築	—	宮下	10月8日	●				96.22㎡	ダイキ	XE-5
35	新築	—	本郡	10月10日	●				115.92㎡	ダイキ	XH-5
36	新築	—	上吾川	10月15日	●				114.89㎡	クボタ	KZ II-5
37	転換	汲取	上吾川	10月16日		●			153.60㎡	ダイキ	XH-5
38	新築	—	上三谷	10月16日	●				131.82㎡	ニッコー	浄化王NEXT-5
39	新築	—	宮下	10月16日	●				102.57㎡	クボタ	KZ II-5
40	転換	単独	下三谷	10月24日		●			148.91㎡	クボタ	KZ II-5
41	新築	—	上三谷	10月31日	●				122.34㎡	アムス	AXZ II-5
42	新築	—	宮下	11月11日	●				105.98㎡	フジクリーン	CA-5
43	新築	—	双海町上灘	11月15日	●				145.12㎡	フジクリーン	CA-5
44	新築	—	稲荷	11月18日	●				104.74㎡	フジクリーン	CA-5
45	新築	—	宮下	11月19日	●				112.10㎡	クボタ	KZ II-5
46	新築	—	大平	12月3日	●				81.98㎡	ダイキ	XH-5
47	新築	—	稲荷	12月9日	●				111.78㎡	ダイキ	XH-5
48	新築	—	市場	12月12日	●				124.09㎡	ダイキ	XH-5
49	転換	単独	双海町上灘	12月18日			●		226.52㎡	クボタ	KJ-7
50	新築	—	稲荷	1月21日	●				105.13㎡	ダイキ	XH-5
				計	41	7	0	2			



# 郡中心拠点地区 都市再生整備計画

# 都市再構築戦略事業（人口密度維持タイプ）

事業主体：伊予市

実施期間：平成28年度～令和2年度

事業費：4,548百万円

## 『住む人・訪れる人が安全で快適に行き交うまちづくり』

### 整備方針及び施設概要

本地区は、伊予市の中心部に位置し、行政施設、教育文化施設、鉄道駅等の集積する拠点地区です。現在、商店街中央の古い建造物が多く残っている通りを「景観計画重点区域」に指定し、まちなみの保全を進めています。また、商店街では空家や空地が見られ空洞化が進んでいることから、「図書・地域交流センター」を中心拠点・文化交流拠点として整備するとともに、回遊性の高い歩行者ネットワークの形成を進めることにより、『住む人・訪れる人が安全で快適に行き交うまちづくり』を目指しています。



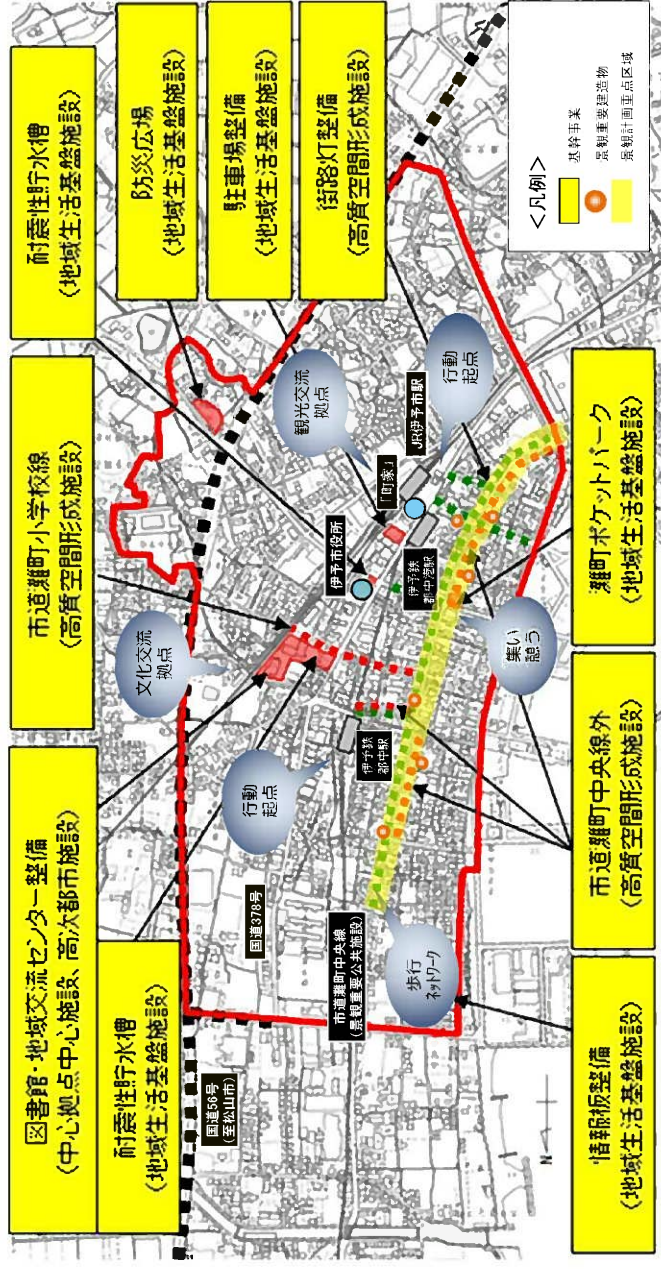
難町ポケットパーク



街路灯



伊予市文化交流センター  
IYO夢みらい館



### 既存資源



『宮内家住宅』  
(国登録有形文化財)



『木村家住宅』  
(平成30年助成金整備)



『市道難町中央線』沿線



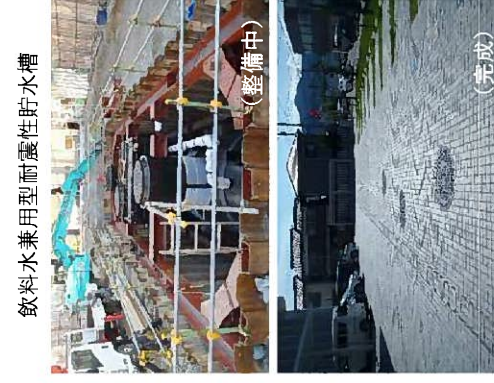
○ 景観計画重点区域



道路交通社会実験実施に向けて  
地元商店街と検討会



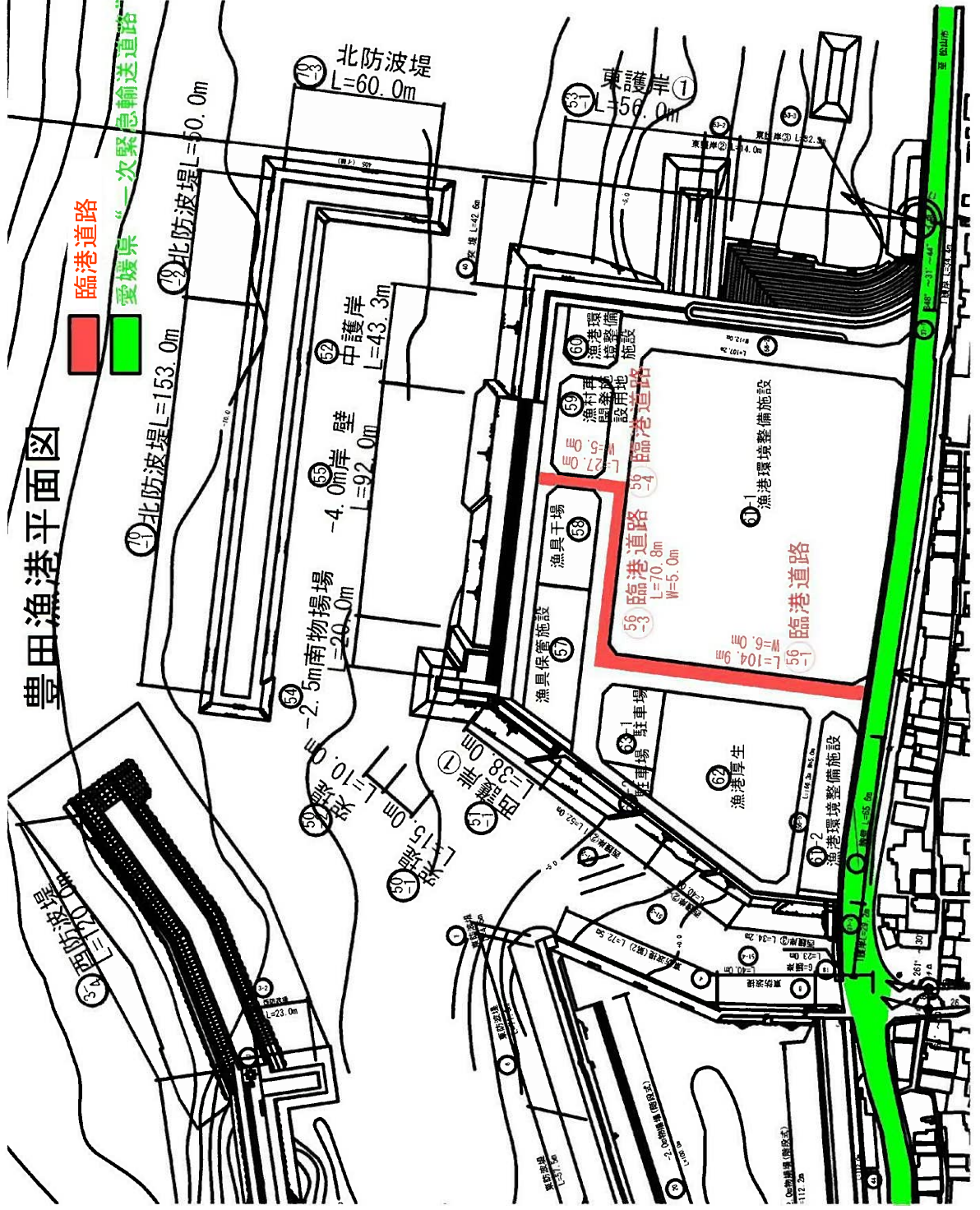
側溝蓋



飲料水兼用型耐震性貯水槽



拡大計画平面図





全 景 (豊田漁港)

撮影日 平成25年7月



豊田漁港

56-1 臨港道路

撮影日: H30. 5. 16



56-1 臨港道路

撮影日: H30. 5. 16



56-3 臨港道路

撮影日: H30. 5. 16



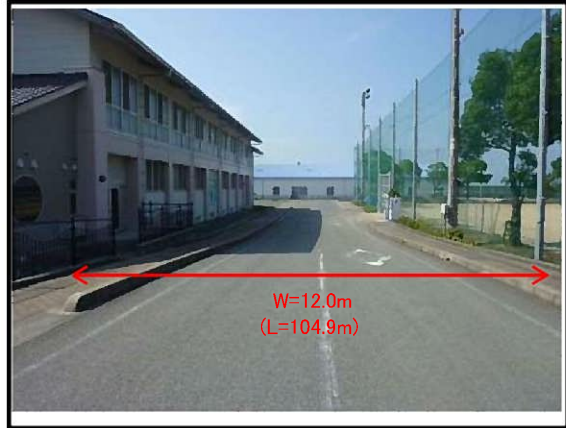
56-4 臨港道路

撮影日: H30. 5. 16



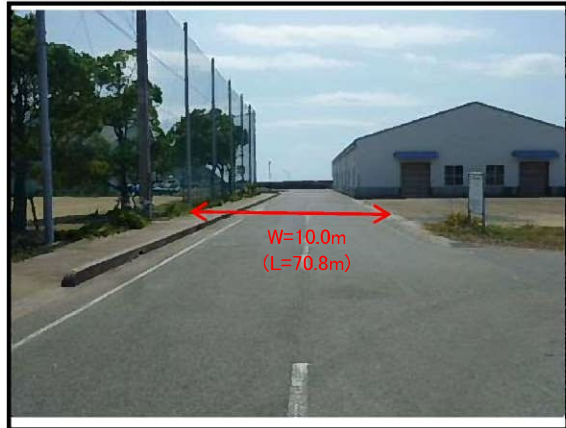
56-1 臨港道路

撮影日: H30. 5. 16



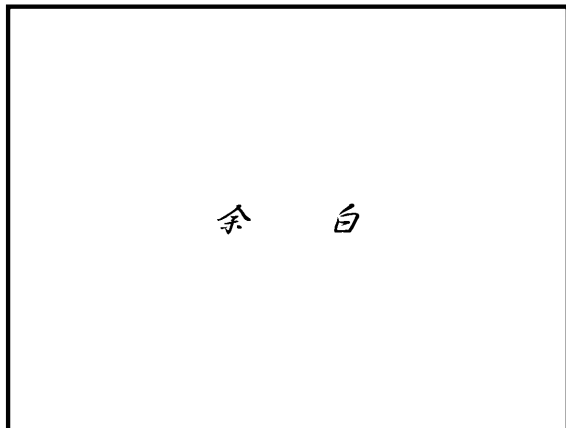
56-3 臨港道路

撮影日: H30. 5. 16



56-4 臨港道路

撮影日: H30. 5. 16





# 伊予市農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱

平成 19 年 10 月 5 日

告示第 137 号

(趣旨)

第 1 条 市は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)、日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成 28 年 4 月 1 日 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進要綱」という。)及び日本型直接支払推進交付金実施要領(平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2855 号生産局長通知及び 27 農振第 2219 号農村振興局長通知。以下「推進要領」という。)に基づき、次の各号に掲げる事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において、農村環境保全向上活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(1) 農地維持支払交付金

旧市町村区域等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立された広域活動組織又は、集落等を構成する区域において、構成員による共同活動を通じ、地域資源の保全管理等を行うことを目的として設立された活動組織(以下これらを「対象組織」という。)が実施要綱別紙 1 の規定に基づき行う事業

(2) 資源向上支払交付金

対象組織が実施要綱別紙 2 の規定に基づき行う事業

(3) 多面的機能支払推進交付金のうち推進組織推進事業

多面的機能支払の効果的な推進を図るため、地域ごとの多様な特性を踏まえた対象組織における円滑な取組を推進するため、これらの取組を支援することを目的として設立された推進組織(以下「推進組織」という。)が推進要綱別紙 1 の第 3 の規定に基づき行う事業

(補助金の種類、補助対象経費等)

第 2 条 補助金の種類、補助対象経費等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 対象組織及び推進組織（以下「補助事業者」という。）の長は、補助金の交付を受けようとするときは、農村環境保全向上活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1条第3号の事業にあつては、多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）実施計画書（様式第4号）を併せて提出しなければならない。

- (1) 経費の配分（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他関係書類

2 補助事業者の長は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付決定）

第4条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

（事業の変更等）

第5条 補助事業者の長は、前条の規定により補助金交付決定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第6号。以下「変更承認申請書」という。）に第3条に掲げる書類及び変更の理由を記載した書面を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 農地維持支払交付金
  - ア 事業に要する経費の総額及び補助金の額の増減
  - イ 対象農用地の面積の変更
- (2) 資源向上支払交付金
  - ア 事業に要する経費の総額及び補助金の額の増減



イ 対象農用地の面積の変更

ウ 実施要綱別紙2の第4の1から4までの対象活動の追加又は廃止

(3) 多面的機能支払推進交付金

ア 事業に要する経費の総額及び補助金の額の増減

2 前項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る同項による承認の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者の長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第7条 補助事業者の長は、補助事業が予定の期間内に完了せず、又は補助事業の遂行が困難となった時は、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書面を速やかに市長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者の長は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在における補助事業遂行状況報告書（様式第8号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者の長は、補助事業終了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1条第3号の事業にあつては、多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）実績報告書（様式第4号）を併せて提出しなければならない。

(1) 経費の配分（様式第2号）

(2) 収支精算書（様式第10号）

(3) 財産管理台帳（様式第11号）

(4) その他関係書類

2 補助事業者の長は、第3条第2項ただし書きにより交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。

3 補助事業者の長は、第3条第2項ただし書きにより交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の

規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額を仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第 12 号）により速やかに市長報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第 10 条の確定のあった日の翌年 6 月 10 日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業者が消費税の納税の義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の市長への提出をもって、消費税相当額報告書とみなすことができる。

（補助金額の確定）

第 10 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者の長に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 補助事業者の長は、補助金の請求をしようとするときは、当該年度の事業終了後速やかに補助金請求書（様式第 13 号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第 12 条 市長は、既に着手した事業で必要と認めるものについて、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 前項の概算払いによって補助金を受けようとする補助事業者の長は、補助金の概算払請求書（様式第 14 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（事業の着手）

第 13 条 多面的機能支払交付金に係る推進事業の着手は、交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上でやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、推進組織は、あらかじめ、市長の適切な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項のただし書きにより交付決定前に着手する場合にあっては、推進組織は、事業の内容が的確となり、かつ、推進交付金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、推進組織は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了知の上で行うものとする。

（補助金の管理）

第 14 条 補助事業者の長は、実施要綱別紙 1 の第 9、実施要綱別紙 2 の第 9、実施要



領第1の11の(1)及び実施要領第2の12の(1)の規定に基づき交付金を返還する場合は、速やかに市長に補助金の返還を申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の申し出を受けた場合は、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第15条 補助事業者の長は、事業により取得価格が50万円を超える機械及び重要な器具を新たに取得した場合は、第9条の実績報告書を提出するに当たって財産管理台帳(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者の長は、前項の機械及び器具を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者の長は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月5日から施行し、平成19事業年度から適用する。

附 則(平成20年7月11日告示第80号)

この告示は、平成20年7月11日から施行し、平成20事業年度から適用する。

附 則(平成23年6月30日告示第91号)

この告示は、平成23年6月30日から施行し、改正後の伊予市農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱は平成23年度事業から適用する。

附 則(平成24年7月31日告示第110号)

この告示は、平成24年7月31日から施行し、改正後の伊予市農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱は平成24年度事業から適用する。

附 則(平成26年7月4日告示第94号)

- 1 この要綱は、平成26年7月4日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。
- 2 多面的機能支払交付金実施要綱附則8及び10の規定により、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金旧24要綱」という。)に定められた対象活動を平成26年度末まで継続する場合の補助対象経費及び補助金の額については、改正前の交付要綱を適用する。

附 則（平成 27 年 5 月 27 日告示第 91 号）

この告示は、平成 27 年 5 月 27 日から施行し、平成 27 年度の事業から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 28 日告示第 105 号）

この告示は、平成 28 年 6 月 28 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 5 日告示第 88 号）

- 1 この告示は、平成 29 年 7 月 5 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。
- 2 実施要綱附則 7 の規定により、平成 28 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附 則（令和元年 6 月 28 日告示第 96 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年 6 月 28 日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。  
（経過措置）
- 2 実施要綱附則 2 の規定により、平成 30 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。



別表（第2条関係）

補助金の種類	補助対象経費	区分	補助率	交付金												
1 農地維持支払交付金	実施要綱別紙1の規定に基づいて対象組織が行う事業に要する経費		定額	<p>(1) 補助金額</p> <p>ア 基本単価 (10a 当たり)</p> <table border="1" data-bbox="807 600 1137 837"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>250 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。</p> <p>イ 加算単価</p> <p>事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（実施要領第1の12(4)に定める基準を満たす集落）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該期間中に限り加算できる交付単価</p> <p>(10a 当たり)</p> <table border="1" data-bbox="807 1850 1137 1964"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	地目	交付単価	田	3,000 円	畑	2,000 円	草地	250 円	地目	交付単価	田	1,000 円
地目	交付単価															
田	3,000 円															
畑	2,000 円															
草地	250 円															
地目	交付単価															
田	1,000 円															

				<table border="1"> <tr> <td>畑</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>80 円</td> </tr> </table> <p>ただし、1 小規模集落当たりの交付額は、20 万円／年を上限とし、1 対象組織当たりの交付額は、40 万円／年を上限とする。</p> <p>また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。</p>	畑	600 円	草地	80 円										
畑	600 円																	
草地	80 円																	
2	実施要綱別紙 2 の規定に基づいて対象組織が行う事業に要する経費	(1) 共同活動	定額	<p>(1) 補助金額</p> <p>ア 基本単価 (10a 当たり)</p> <table border="1"> <tr> <td>地目</td> <td>交付単価</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,440 円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>240 円</td> </tr> </table> <p>イ 加算単価</p> <p>(ア) 事業計画に定める活動期間中に、多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1 取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動の取組から 2 取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価 (10a 当たり)</p> <table border="1"> <tr> <td>地目</td> <td>交付単価</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>240 円</td> </tr> </table>	地目	交付単価	田	2,400 円	畑	1,440 円	草地	240 円	地目	交付単価	田	400 円	畑	240 円
地目	交付単価																	
田	2,400 円																	
畑	1,440 円																	
草地	240 円																	
地目	交付単価																	
田	400 円																	
畑	240 円																	



				<table border="1"> <tr> <td>草地</td> <td>40 円</td> </tr> </table> <p>(イ) (ア)の支援を受ける対象組織であつて、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、当該活動期間中に限り(ア)の表中の単価に更に加算できる交付単価 (10a 当たり)</p> <table border="1"> <tr> <td>地目</td> <td>交付単価</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>240 円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>40 円</td> </tr> </table> <p>ウ 継続地区の交付単価 (10a 当り) 実施要綱別紙2の第6の2の(1)のイの継続地区 (アの基本単価及びイの加算単価に0.75を乗じた単価)</p> <p>エ アにおいて、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価 (アの基本単価に6分の5を乗じた単価)</p> <p>オ ウにおいて、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価 (ウの交付単価に6分の5を乗じた単価)</p>	草地	40 円	地目	交付単価	田	400 円	畑	240 円	草地	40 円
草地	40 円													
地目	交付単価													
田	400 円													
畑	240 円													
草地	40 円													
	(2)長寿 命化等	定額	(1) 補助金額の上限 ア 基本単価 (10a 当たり)	<table border="1"> <tr> <td>地目</td> <td>交付単価</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>4,400 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000 円</td> </tr> </table>	地目	交付単価	田	4,400 円	畑	2,000 円				
地目	交付単価													
田	4,400 円													
畑	2,000 円													

				<table border="1"> <tr> <td>草地</td> <td>400円</td> </tr> </table> <p>イ アにおいて、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織の単価 (アの基本単価に6分の5を乗じた単価) なお、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額</p> <p>ウ 組織の広域化・体制強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1組織当たり 交付額(年・ 組織)</th> <th>総額(5年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3集落以上 又は50ha以上 200ha未満</td> <td>4万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>200ha以上 1,000ha未満 又は特定非 営利活動法 人</td> <td>8万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1,000ha以上</td> <td>16万円</td> <td>80万円</td> </tr> </tbody> </table>	草地	400円	区分	1組織当たり 交付額(年・ 組織)	総額(5年間)	3集落以上 又は50ha以上 200ha未満	4万円	20万円	200ha以上 1,000ha未満 又は特定非 営利活動法 人	8万円	40万円	1,000ha以上	16万円	80万円
草地	400円																	
区分	1組織当たり 交付額(年・ 組織)	総額(5年間)																
3集落以上 又は50ha以上 200ha未満	4万円	20万円																
200ha以上 1,000ha未満 又は特定非 営利活動法 人	8万円	40万円																
1,000ha以上	16万円	80万円																
3	推進要綱 別紙1の 第3の規 定に基づ いて推進 組織が行 う事業に 要する経 費	推進組 織推進 事業	定額	国の交付金に推進組織推進事業に要する経費から国の交付金を除いた額に相当する額を加えた額(ただし、市費の上限を国費の2分の1とする。)														



## お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111 (内線27-876)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2569)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4772)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

高めよう 地域協働の力!  
多面的機能支払交付金



# 平成31年度 改正のポイント



平成31年4月

## 農林水産省

## 加算措置・対象農用地が拡充されます

### 新規拡充（資源向上支払、広域化・体制強化）

(1) 資源向上支払（共同）の単面について、2つの加算措置が拡充されます。

#### ① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円/10a等

- 活動組織が多面的機能の増進を図る活動について、すでに取り組んでいる組織が前年度までの活動の取組に加え、新たに1取組以上追加する場合、または、新たに取組む組織が2取組以上選択して取り組む場合

#### ② 農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a等

- ①の支援を受ける活動組織であって、構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年行う場合

①に取組む場合の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

②に取組む場合にさらに加算される単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※ ①、②については、農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

### (2) 活動組織の広域化・体制強化

これまででは、一括して交付していましたが、これからは、最長5年間（当該活動期間中）にわたって毎年度交付金を交付します。

#### ◆これまで 【40万円/組織】

#### ◆これから 【最長5年間（当該活動期間中）】 最大で80万円/組織

○広域化・体制強化に係る支援単価（年・組織）

	都府県	北海道	総額（5年間）
3集落以上または50ha以上200ha未満	4万円	20万円	20万円
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	8万円	40万円	40万円
1,000ha以上	16万円	80万円	80万円

※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。  
※ これまでには広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は、広域化・体制強化に係る支援を受けられません。

### 対象農用地の拡大

資源向上支払（共同・長寿命化）でも、農振農用地以外の農用地※であっても都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認めるとする農用地については交付金の算定対象となります。

※ (a) 生産緑地法により定められた生産緑地内に存する農用地や (b) 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地、(c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地、など

## 資源向上支払（長寿命化）の取扱いが見直されます

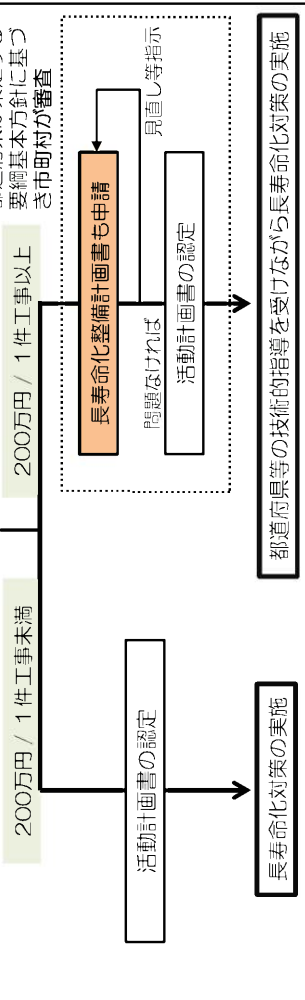
### 長寿命化にかかる工事1件の上限について

交付金の効果的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

この費用を超える工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行うおとす施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

#### ○長寿命化対策の実施フロー図



## 事務が簡素化されます

### 活動項目や様式の見直し

#### (1) 活動項目・取組の整理統合

活動項目・取組の整理統合を行い、取組の内容は変えずに**選択する取組数を統合しました。**  
◆これまで ◆これから

取組	取組
水路の準列り ポンプ操、調整池等の準列り 水路の準上げ ポンプ或水車等の準上げ かんがい、開閉の注油 ゲート等の保守管理 遊光施設の遊止管理	取組 遊路、法面の別部修繕 軌道等の遊路施設の修繕修繕 遊路施設の修繕 きかねやかな補修等 開閉の目録等の 開閉の不同歩下への歩路対応 開閉の要込みの修繕 遊路施設の修繕

#### (2) 申請・報告様式の見直し

文字を大きくし、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、**分かりやすい様式にしました。**

#### ◆これまで

活動記録

活動項目、取組を記述

複雑なチェックボックスから選択

①取組番号表から取組に対応する番号を選択

②活動内容が自動で入力

#### ◆これから

活動項目、取組を記述

取組番号表から取組に対応する番号を選択

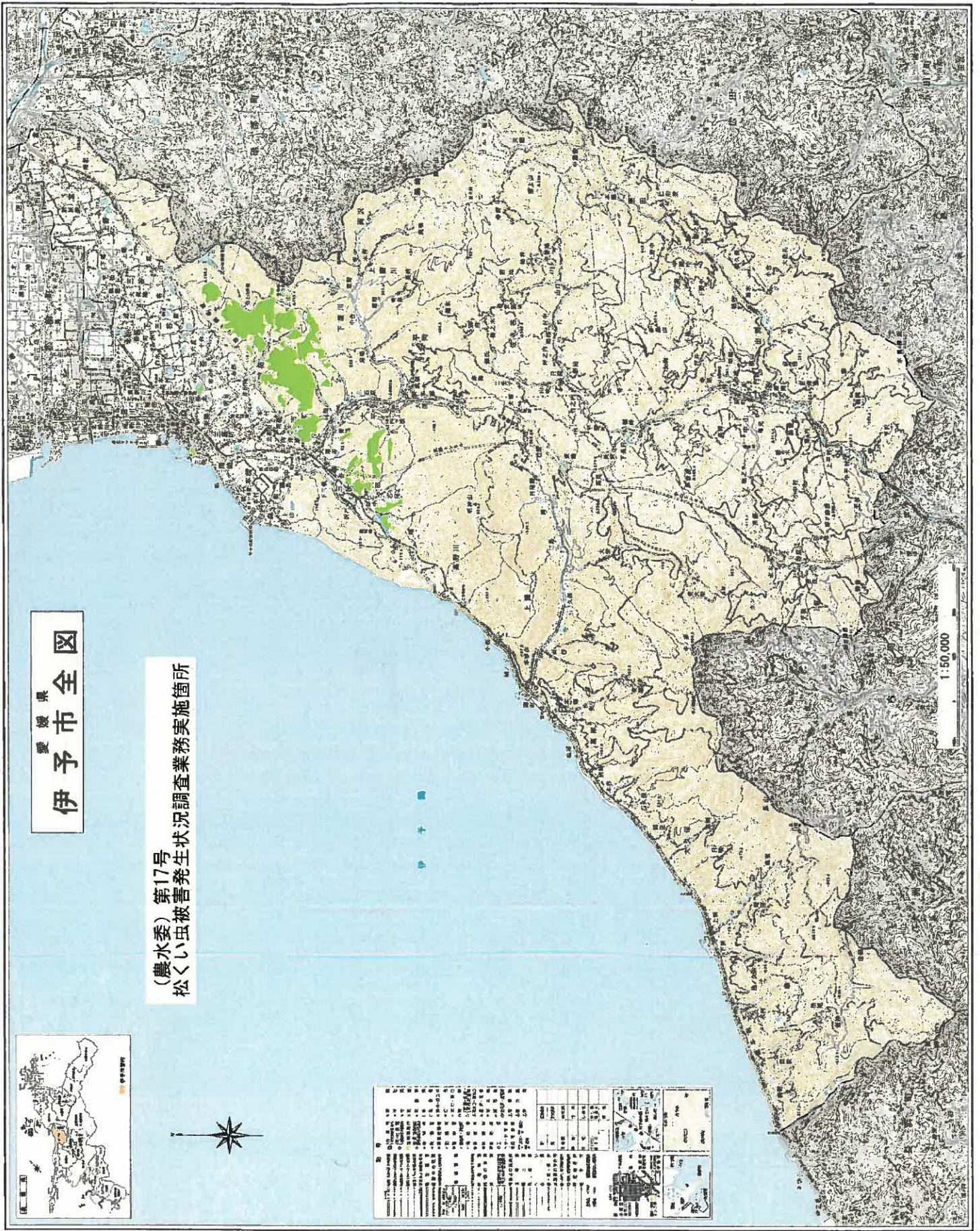
活動内容

取組番号 (左詰め)	支区分	活動項目	取組
7	農地維持	水路	水路の準列り
10	農地維持	農道	農道の準列り



事務が楽になって活動に力を入れられるようになったわ





愛媛県  
伊予市全図

(農水委) 第17号  
松くい虫被害発生状況調査業務実施箇所

1:50,000



注		1. 調査実施箇所		2. 調査実施時期		3. 調査実施回数		4. 調査実施担当者		5. 調査実施内容	
調査実施箇所	調査実施時期	調査実施回数	調査実施担当者	調査実施内容	調査実施箇所	調査実施時期	調査実施回数	調査実施担当者	調査実施内容	調査実施箇所	調査実施時期
調査実施箇所	調査実施時期	調査実施回数	調査実施担当者	調査実施内容	調査実施箇所	調査実施時期	調査実施回数	調査実施担当者	調査実施内容	調査実施箇所	調査実施時期



# 【 調 査 状 況 】

(農水委)第17号

松くい虫被害発生状況調査業務



NO.

NO.







松くい虫枯損木  
伐倒駆除業務

着手前



施工中



完了後

